



徳臣会長

徳臣会長らなお疑義

県が「解説書原案」示す

**水俣病
審査会**

環境庁と“従来通りの基準を”再折衝へ

環境庁は水俣病認定をめぐる裁決の解説書原案をこのほど船本界に送付、県は一千一百回裁決に不満を示していた公害被害者認定審査会の徳臣会長らにこの原案を提示し、検討を求めて。この結果、徳臣会長らは「審査会は從来通りの医学的判断で審査すればよい」との趣旨を解説書に盛り込むよう要請することを決め、二十七日にも上京して環境庁と折衝する。

銀の影響との関係の判断は、すぐ一教授、さる三百辭意表明を除くされて専門医学的な問題で、審査委員の判断をもとに、知事が認定する。疑惑があれば、別個に意見交換の機会を設ける③水俣病についての検討法の趣旨とするところに従つて、裁決書と通知で明らかにしたように、その範囲を解説すべきものだが、指定疾患の名目としての“水俣病”とすることが適当

月八日の環境庁裁決と事務次官連連によって、従来の水俣病診断の医学的基礎はなんら変わるものでない。水俣病の認定は裁決書などで明らかにした。“認定の要件”

環境庁からこの原案が船本、鹿児島両県に届いたのはさる二千日。原案の骨子は三項からなり①

環境庁からこの原案が船本、鹿児島両県に届いたのはさる二千日。原案の骨子は三項からなり①

環境庁からこの原案が船本、鹿児島両県に届いたのはさる二千日。原案の骨子は三項からなり①

一方、こうした動きに対し、水俣病を告発する公の本田啓吉代表の結果、出席委員らはいずれも「①、③については『解するとしても②は訂正してもらひ必要がある』」と答えた。従来通りの医学的基礎で審査すればよい」との趣旨を解説書に盛り込んでおこう」と意見が一致した。

特に徳臣会長は環境庁が裁決書などで「症状が有機水銀の影響を否定できない限り、水俣病に含む」と水俣病の認定条件を広く解釈したことに対する反対意見を述べ、検討したいとしている。

西京ではこの原案を徳臣会長ら

るうえでメンツを守るために、今一度の要路となつたものだらう。この結果、環境庁裁決の趣旨が骨抜きにされ、從来通りの審査書中になる恐れもある。行政当局と審査会は、あくまで患者救済の原則に立つてほしい」と批判している。

伊藤縣衛生部長の話 環境庁としては通知書を出すとき、根回しが足らなかつたとの反省から、今度は解説書を出す前に相談してきましたので、原案の原案みたいなものだ。案ではいろいろ前進しているところもあるが、問題点もあるので、ご相談もし、辞任を思ふともうてもらひよう懇願した。徳臣会長が上京され、直接窓口をただすことになつてている。

かどろかは、専門医学者の協力を得て、検討したいとしている。

徳臣会長は、専門医学者が検討して、もやうため二千一日、留任の意図を明らかにした武内忠男、立派政顧委員(いすれも大医学部教授)と尋ねて出席できなかつた荒木淑郎委員(川崎医大)したという。